

愛知県都市職員共済組合事務費分担規程

○ 愛知県都市職員共済組合事務費分担規程

(昭和 37 年 12 月 1 日)
(昭和 37 年 規程 第 5 号)

改正 昭和 40 年 3 月 5 日 規程 第 3 号
昭和 41 年 10 月 4 日 規程 第 5 号
昭和 46 年 2 月 25 日 規程 第 1 号
平成 21 年 11 月 4 日 規程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体が組合の事務に要する費用を負担する方法について、必要な事項を定めるものとする。

(昭40規程3・一部改正)

(負担金の額)

第 2 条 負担金の年額は、当該年度の予算総則で定める額に組合員数を乗じて得た額とする。

2 前項の組合員数は、当該年度の初日現在による。

(昭40規程3、昭41規程5・一部改正)

(負担金の払い込み時期)

第 3 条 組合を組織する地方公共団体は、毎年度 4 月 30 日までに負担金の年額を組合に払い込まなければならない。

(昭46規程1・一部改正)

附 則

1 この規程は、公告の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

2 昭和 37 年度に限り、第 2 条に定める負担金の額は、次の算式により得た金額とし、第 3 条に定める時期については、昭和 38 年 2 月 28 日とする。

$$\text{組合を組織する地方公共団体ごとの負担額} = \frac{320 \text{ 円} \times A - 600,000 \text{ 円}}{A} \times a$$

市については、この算式によって得た額に 5 万円を加えた額とする。

記号の説明

組合を組織する地方公共団体ごとの毎月 1 日現在の組合員の相加平均数・・・ a

a の計・・ A

(平成 21 年度の特例措置)

3 平成 21 年度に限り、第 2 条及び第 3 条の規定の適用については、第 2 条第 1 項中「予算総則で定める額」とあるのは「変更後の予算総則で定める額」と、同条第 2 項中「初日」とあるのは「12 月 1 日」と、第 3 条中「4 月 30 日」とあるのは「12 月 28 日」とする。ただし、改正前の規程の規定に基づいて納付された負担金は、改正後の規程の規定による負担金の一部とみなす。

愛知県都市職員共済組合事務費分担規程

(平 21 規程 5・追加)

附 則 (昭和 40 年 3 月 5 日規程第 3 号)

この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 10 月 4 日規程第 5 号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和41年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 2 月 25 日規程第 1 号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和46年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成21年11月 4 日規程第 5 号)

この規程は、平成21年12月 1 日から施行する。